

## コロナ禍に日本国憲法を読む

藤原辰史

### はじめに

あらためて、自民党の「日本国憲法改憲草案」（2012.4.28 発表）と比較しながら日本国憲法を読むことで、改憲勢力が日本国憲法のどこに苛立っているのかを知る。2016年に「棚上げ」されたとはいえ、自民党の憲法観のエッセンスには繰り返し立ち戻っておいた方がよい。憲法9条改正の批判だけでは全く意味がない。

さらに、日本国憲法擁護だけでは、沖縄を切り離して、天皇を法体系と責任体系と人権体系の外に置くことでしか成り立たなかった日本国憲法と戦後民主主義と平和主義を問えない。すでに、「台湾危機」を想定して、「南西諸島」の緊急事態を思考から排除することがリベラルの側でも始まっていないだろうか。

習近平やプーチンやルカシェンコやよりも、少しだけ「民主的」ラインを目指す改憲勢力。だが、彼らの願望が、「私たちのいうことを守りなさい。ならば、外国人よりは幸せな世界が待っていますよ」的なファシズム的世界であることは変わらない。

### 1 憲法を尊重する義務

#### <日本国憲法>

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

#### <自民党改憲草案>

第一百零二条 1 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

**\*国民に尊重する義務を負わせたこと。義務を負う人間から天皇が消えたこと。**

### 2 緊急事態

#### 第九章 緊急事態

#### 第九十八条（緊急事態の宣言）

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に

必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

<省略>

第九十九条（緊急事態の宣言の効果）

<省略>

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

\* 緊急事態を恒常化し、戒厳令状態を続けることが可能。もちろん、この間、選挙で議員を選び直すことができない。沖縄ではすでに露骨な憲法違反の直接暴力が繰り返されている現状は、悪化する。

3 個人の尊厳

<日本国憲法>

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### <自民党改憲草案>

第十三条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

\*コロナ禍で「個人」（誰にも代えられない唯一不可侵の尊重されるべき存在としての個人）の尊厳が首相から説明されることなく、「人」（ただの生きる存在としてのホモサピエンス）としての安全管理が優先されてしまった日本。日本国内の個人の差別を拡大させる。沖縄はより「日本国民」の犠牲に。

#### 4 家族と婚姻

##### <日本国憲法>

第二十四条 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

##### <自民党改憲草案>

第二十四条 1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

2 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

\*拙著『縁食論』で論じた家族主義。コロナ禍で「自助」政治の蔓延。家族という単位の限界。貧しい人間の差別。ただし、両性の合意は改憲されるべき。

#### 5 拷問

##### <日本国憲法>

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

##### <自民党改憲草案>

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する。

\*憲法第十三条との関係

#### 6 生存権

##### <日本国憲法>

第二十五条 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

<自民党改憲草案>

第二十五条 1 全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、国民生活のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

\*どこが問題でしょうか。

## 7 前文

<日本国憲法>

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### <自民党改憲草案>

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

\* 自民党改憲草案は、統治する主体がない。無責任体制の完成。読む人間の心は、国と郷土を「守る」ことでしか発露しないようにされている。日本国憲法は、戦争を地の底に沈める、という意味において「決意の強さ」が発露する。

### おわりに

- 1) 在外外国人の生存権が保護されにくい「国民」という言葉に注意（日本国憲法も）。オミクロン株の蔓延により、日本に入国できなくなった人々。
- 2) 家族や自己の自助努力に依存し、それができない人間を憲法が救えない可能性。
- 3) 「緊急事態」に慣れた日本。「財産権の保護 > 思想、表現、学問の自由」。日本学術会議の任命拒否問題ともつながる上に、拷問を禁止しない独裁政権が実質可能になる。
- 4) 消えゆく歴史。歴史が積み上げてきた権利の獲得の重み。
- 5) 以上を踏まえた上で、憲法九条が改正されたらどうなるのか。

### <日本国憲法>

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

<自民党改憲草案>

#### 第九条

1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

#### 第九条の2

##### 第9条の2（国防軍）

1 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

##### 第9条の3（領土等の保全等）

国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。